

# 品川区で行っている防災施策・支援(公助)

## 1. 耐震化支援事業

品川区では、品川区耐震改修促進計画に基づき、アドバイザーの派遣や耐震診断・補強設計・改修工事費用の助成により、マンションの耐震化を促進しています。

- 対象建物：昭和56年5月31日以前に建築された地上3階以上の分譲マンションのうち、下記のいずれかに該当するもの
  - ①延べ床面積1,000m<sup>2</sup>以上のもの
  - ②敷地が品川区地域防災計画において定められた啓開道路に接するもの

対象者：マンション管理組合など

助成金：アドバイザー派遣は無料、耐震診断は費用の1/2(限度額150万)、補強設計は費用の2/3(限度額200万)、改修工事は費用の1/3(限度額2500万)

問い合わせ 建築課 ☎5742-6634



## 2. 防災用品のあっせん、家具転倒防止器具の取付支援

### ●防災用品あっせん

区民および品川区内に勤務先のある方を対象に、家具転倒防止器具、簡易トイレ等の防災用品をあっせんしています。あっせんチラシは、区のホームページ、または防災課窓口で配布しています。

問い合わせ 防災課 ☎5742-6696

### ●家具転倒防止器具の取付支援

家具転倒防止器具の取付費用を助成しています。

- <申請要件>
  - 区内施工業者を利用して器具の取付工事を行った。
  - 器具を取り付けた住宅に居住している。
  - 世帯員全員が住民税を滞納していない。

### <助成金額>

住民税課税世帯=取付費用の2分の1(上限4,000円)、非課税世帯=取付費用の全額(上限8,000円)  
※「品川区住宅センター協議会」に加盟している取付業者の紹介もしています。

問い合わせ 住宅課 ☎5742-6776

### ●高齢者等の家具転倒防止対策助成事業

65歳以上の高齢者世帯または障害者のいる世帯が対象です。

区が委託したシルバー人材センターが、家具転倒防止器具の選定、取付を行います。

助成額は費用2万円を上限に非課税世帯は負担なし、課税世帯は費用の1割負担となります。

問い合わせ 高齢者地域支援課 ☎5742-6735

## 3. 分譲マンションの管理支援

### ●分譲マンションの維持管理や修繕などの問題への取組みとして、下記のような支援を行っています。

- 分譲マンション管理相談(予約制:祝日を除いた、毎月第2・4水曜日 午後1~4時)
- 区内の分譲マンション管理組合に対して、相談員(マンション管理士、一級建築士)の派遣(各3回まで)
- 居住者および管理組合役員の方等を対象に、講演や懇談会を通じて情報の提供や交換を行う場としてマンション管理セミナーおよび、マンション管理組合交流会(会員制)を開催(各年2回程度)。開催日は区の広報紙「広報しながわ」等でお知らせしています)

問い合わせ 住宅課 ☎5742-6776

## 4. 品川区ホームページ

上記施策の詳細情報、その他防災に関する情報が掲載されています。

# 震災時活動マニュアル【上級編】をつくろう

震災発生時の役割分担、活動や組織運営の手順まで定めたものが「震災時活動マニュアル【上級編】」です。以下にひな形を示します。

二重四角内、□部分の検討・確認、記載事項の決定と記入を進めば、活動マニュアルができるようになっています。

(※1) 震災時活動マニュアル

**1. 災害対策本部設置基準と活動拠点**

震度 (※2) 以上の地震が発生した際、(※3) のメンバーは自身と家族の身の安全の確保・安否の確認等の後、速やかに (※4) に集まるよう努めます。

集まつたメンバーで (※5) に、災害対策本部を立ち上げ、被害状況・安否確認の情報収集体制、必要な救出救助活動の実施体制を整え、活動を開始します。被害状況等により、(※5) の場所が使えないかった場合は、(※6) の場所に災害対策本部を設置します。

### 【解説・検討のヒントなど】

#### ※1: 組織名

マンションや自主防災組織の名称を入れる。

#### ※2: 災害対策本部の参考・設置基準

震度5弱以上の地震が起こると、エレベーター閉じ込め、帰宅困難者の大量発生、負傷者の発生が想定される。東日本大震災の際の品川区の震度は震度5弱～5強であった。

#### ※3: 参集メンバー

自主防災組織のメンバー、自治会・管理組合のメンバーの他、災害時協力員(37ページ参照)にも集まつてもらうようにする。

#### ※4: 発災時の災害対策本部要員集合場所

集まりやすい場所、危険性の低い場所、アクセスしやすい場所を設定する。

#### ※5・6: 災害対策本部の設置場所

以下のようないくつかの条件を満たす場所が適していると考えられるが、マンションの実情に合わせて設定すれば良い。第二設置候補場所も決めておき、日ごろからの周知に努める。

- 外に出やすく、出入り口に近い場所(防犯も考慮)
- 窓などがあり、採光・通風が可能な場所(停電時にも対応可能)
- 防災センター(ある場合)に近い場所
- 数名～数十名の住民が話し合ったり、作業ができるスペースがある場所
- 居住者になじみの場所でわかりやすい場所
- 防災備品の収納場所が確保できる、または収納場所にアクセスしやすい場所

### 【災害発生におけるマンション内の防災対策活動場所及び関連施設等の一覧】

| 名称            | 設置場所 | 用途・活動内容                       |
|---------------|------|-------------------------------|
| 災害時対策本部要員集合場所 |      | 災害発生時に本部要員がまず集まる場所            |
| 災害対策本部        |      | 災害発生時の活動拠点                    |
| 災害対策本部(第二候補)  |      | 上記場所が使えなかった場合の災害対策本部設置場所      |
| 救護所           | (※1) | 負傷者や体調不良者が休む場所、手当て等を行う場所      |
| 一時避難場所        | (※2) | 居室での生活が困難となった住民が一時的に避難生活を行う場所 |
| 情報掲示板設置場所     |      | 災害情報、生活情報等の掲示、住民への周知          |
| 防災備蓄倉庫①       |      | 主な収納品…                        |
| 防災備蓄倉庫②       |      | 主な収納品…                        |
|               |      |                               |
|               |      |                               |
|               |      |                               |
|               |      |                               |

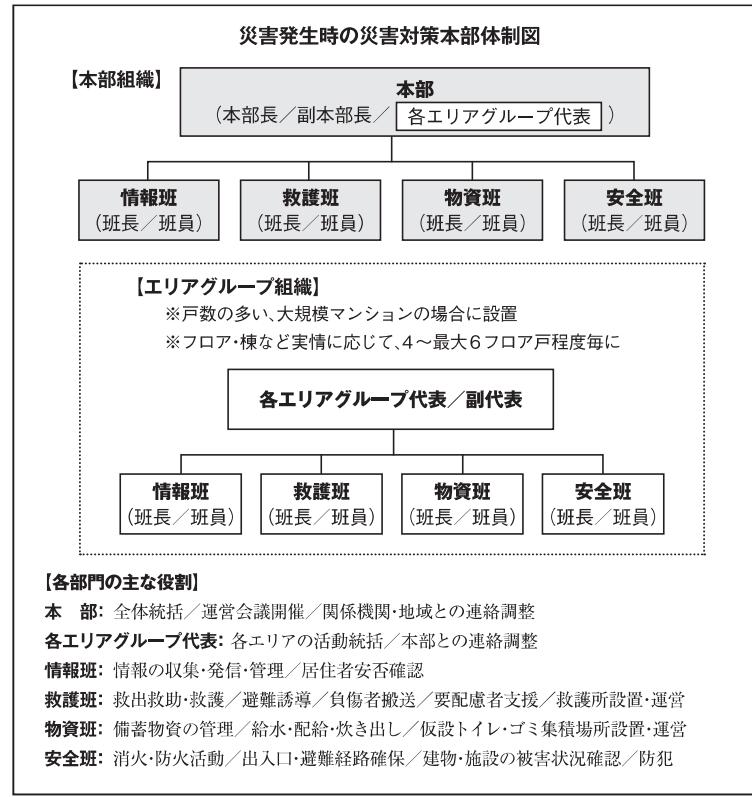
※マンション全体の施設配置図の図面等があれば、活動拠点設置候補場所等を記入の上、資料として添える。  
※埋められるところから、徐々に充実させていくべき。

#### 【解説・検討のヒントなど】

- ※ 1: 救護所 できるだけ衛生的で、採光・通風がとれる場所が良い。
- ※ 2: 一時避難場所 低層階など外へのアクセスが良く、バリアフリーな場所が良い。

## 2. 災害対策本部活動体制

災害対策本部の組織は以下の組織図に基づいて立ち上げます。各部門の代表者やメンバーについては、平常時の体制に縛られることなく、被害の状況に応じて集まったメンバーで役割を分担します。そして可能な限り速やかに、人命を最優先とした住民の安否の確認、救出救助等の活動を開始します。



#### 【解説・検討のヒントなど】

平常時の体制に縛られてしまうと、該当者が不在や負傷してしまった際に、活動の立ち遅れ等にもつながりかねません。災害発生時には、居合わせた人たちで臨機応変に、速やかに必要な活動を開始する体制を整えることが重要です。

#### ■エリアグループ分け(全体戸数の多い大規模マンションの場合)

災害発生時の活動においては、マンション全体を以下のエリアグループに分け、グループごとに代表者を設けます。各住戸の安否の確認や避難誘導、救出救助等の初期活動から、避難生活等においても、このグループを単位として活動にあたり、各種の役務分担等も行います。

#### 【解説・検討のヒントなど】

世帯数の多いマンションの場合、エリーグループ分けの単位は予め決めておき、自主防災組織の平常時の組織化・活動においても、このグループ単位で、役員や参加者を選出しておくようにすると良いでしょう。また、災害時は可能であれば、このグループごとに情報・救護・物資の担当者をそれぞれ出す体制を組めるように努めましょう。

東日本大震災時の体験

日常からの備えで対策本部をスムーズに立ち上げ

町内会、管理組合に所属する人員が在宅しており、早い時期に自主防災組織による対策本部を立ち上げることができました。

さっそく住戸の安否確認を行いました。閉じ込めが2件発生しましたが、大きな人身被害はありませんでした。その後焼き出しの準備を始めましたが、各戸から冷蔵庫の食材を提供いただき、5日間を過ごすことができました。4日目に電気が復旧しました。

平常時から、自主防災組織の編成や防災訓練、防災用品の備蓄をしておいたことが、避難所に行かずにマンション内で助け合って過ごせた要因と感じています。

(被災地の S マンション・築 25 年・15 階建て・200 戸超)

### 3. 活動手順

### (1) 全体の流れ

災害発生！

各自・各戸による自身・家族の安全確保・安否確認

#### 災害対策本部要員集合・エリアグループ集合場所への集合(可能な状況になり次第)

|       | 発災期(災害発生～1日目)  | 被災生活期(2～3日目)   | 復旧期(4日目以降)  |
|-------|--|--|---|
| ①対策本部 | 災害対策本部の立ち上げ<br>代表者選出と役割分担<br>活動体制・整備・指示<br>避難先の検討<br>関係機関・地域への連絡調整<br>→50ページ参照 | 本部運営体制の充実<br>全体指揮・運営会議開催<br>関係機関・地域との連絡調整<br>→53ページ参照  | 本部運営の継続<br>→55ページ参照                                     |
| ②情報班  | 居住者安否確認<br>各戸被害状況確認<br>災害情報の収集<br>情報掲示板の設置・運営<br>→51ページ参照                      | 情報の収集・発信・管理<br>情報掲示板運営の継続<br>→53ページ参照                  | 情報の収集・発信・管理<br>→55ページ参照                                 |
| ③救護班  | 救出救助・救護活動<br>要配慮者の安否確認<br>救護所の設置・運営<br>→51ページ参照                                | 救出救助・救護活動<br>見回り訪問<br>救護所の運営<br>→53ページ参照               | 救護活動<br>救護所の運営<br>見回り訪問<br>健康管理活動<br>→55ページ参照           |
| ④物資班  | 防災資機材の準備・配置<br>仮設トイレの設置<br>一時避難場所の設置<br>備蓄物資の管理・配布<br>→52ページ参照                 | 物資・食料の管理<br>飲料水の管理<br>救援物資の受入準備<br>炊き出しの実施<br>→54ページ参照 | 物資・食料の管理<br>飲料水の管理<br>救援物資の受入・管理<br>炊き出しの実施<br>→55ページ参照 |
| ⑤安全班  | 消火活動<br>出入口の確保・避難誘導<br>エレベーター確認<br>建物・設備の被害状況確認<br>安全確保<br>→52ページ参照            | 安全確保<br>防犯防火活動・出入管理<br>一時ゴミ集積所の設置<br>→54ページ参照          | 安全確保<br>防犯防火活動・出入管理<br>一時ゴミ集積所の管理<br>→55ページ参照           |

## (2)活動マニュアル

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

活動マニュアル、役割分担はあくまで一例です。実際の災害時には、各班の役割を越えて、その場に集まる者全員で協力して活動にあたる事態が発生する場合があります。

### ①対策本部の発災期の活動

#### <災害対策本部の立ち上げ>

- ・災害対策本部要員集合場所である [ ]<sup>(※1)</sup> に集合後、保管場所 [ ]<sup>(※2)</sup> から、震災時活動マニュアル・居住者名簿・要配慮者名簿等を取り出す。
- ・マニュアルに基づき、参集メンバーで [ ]<sup>(※3)</sup> に対策本部を立ち上げる。

#### <代表者選出と役割分担>

- ・参集メンバーから、災害時発生の災害対策本部体制図(47ページ)に基づいて、役割分担、代表者・各部門責任者等の選出を行う。

#### <活動体制整備・指示>

- ・人命を最優先とした活動を指示、開始する。
- ・活動の状況・結果に関する情報を本部に集める体制を構築する。

#### <避難先の検討>

- ・マンション内に留まれる場合は、正常な生活が確保できるまで、対策本部及び管理組合を中心に支えあう。
- ・建物に倒壊や焼失の危険性がある場合、その他マンション内に留まることが困難と判断される場合は、指定された区民避難所 [ ]<sup>(※4)</sup> に避難する。

#### <関係機関・地域への連絡・調整>

68ページの一覧を元に、必要に応じて関係機関への連絡・調整を行う。

#### 【解説・検討のヒントなど】

※1：災害対策本部要員集合場所を記入。(45ページの※4と共に)

※2：マニュアル、居住者名簿等の保管場所は、対策本部設置予定場所内、もしくはその付近とし、管理をする。

※3：災害対策本部設置予定場所を記入。(45ページの※5と共に)

※4：地域の指定避難所を記入。

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

### ②情報班の発災期の活動

#### <居住者安否確認><各戸被害状況確認>(最優先！)

- ・「居住者名簿」に基づき、住民の安否確認を行い、「安否情報シート」に記録する。<sup>(※1)</sup>
- ・安否の確認がとれない住民について「連絡依頼書」、また各戸の被害状況について「災害連絡カード」等を用いて把握に努める。<sup>(※2)</sup>
- ・把握した情報を取りまとめ、本部に報告する。

#### <災害情報の収集>(落ち着いたら)

- ・地震の規模・震源地、マンション外の被害状況、管理会社の対応、水や食料の入手方法、ライフラインの復旧予定期限など正しい災害情報・生活情報の収集に努める。

情報収集の方法や使用する機器に関するメモ<sup>(※3)</sup>

#### <情報掲示板の設置・運営>(落ち着いたら)

- ・収集した災害情報、その他早急に住民に周知が必要な事項等を、  
[ ]<sup>(※4)</sup> の情報掲示板等に掲示し、周知を図る。

### ③救護班の発災期の活動

#### <救出救助・救護活動>(最優先！)

- ・負傷者、建物倒壊や転倒家具等により閉じ込められた者の救出救助・救護活動を行う。
- ・軽傷者の応急手当を行なう。重傷者は専門家(医師、看護師等)の協力を要請し、医療機関への搬送準備、身元や連絡先の確認等にあたる。

#### <要配慮者の安否確認>(最優先！)

- ・「要配慮者名簿」に基づき、要配慮者の状況を確認。救護・避難等の支援を行う。<sup>(※6)</sup>

#### <救護所の設置・運営>(落ち着いたら)

- ・[ ]<sup>(※7)</sup> に救護所を設置する。
- ・医療資格所有者・経験者を配置し、救護所をベースに負傷者の手当て、具合が悪くなった人の収容等を行う。

#### 【解説・検討のヒントなど】

※1：資料編の「様式2- 居住者名簿」「様式6- 安否情報シート」を活用する。

※2：資料編の「様式8- 連絡依頼書」「様式7- 災害連絡カード」を活用する。

※3：21ページ「正しい情報を手に入れる」の記述を参考にする。

※4：情報掲示板の設置予定場所を記入。(46ページと共に)

※5：災害時に協力が可能な住民について把握し、リストアップしておく。資料編の「様式4- 災害対策本部要員・災害時協力者名簿」を活用する。

※6：資料編の「様式3- 要配慮者名簿」を活用する。

※7：救護所の設置予定場所を記載する。

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

#### ④ 物資班の発災期の活動

##### <防災資機材の準備・配置>(最優先！)

- ・防災備蓄倉庫等の保管場所から、初期の救出救助・救援活動に必要な資材を取り出し、情報班・救護班・安全班と連携して、必要な現場に届ける。
- ・その他、各場所に必要な備品を配置する。(※1)

##### <仮設トイレの設置>(優先)

- ・仮設トイレの設置と管理を行う。(または簡易トイレの配布)

##### <一時避難場所の設置>(落ち着いたら)

- ・居室に居続けることが難しくなった住民が一時避難し、生活する一時避難場所を、  
(※2)に設置する。

##### <備蓄物資の管理と配布>(落ち着いたら)

- ・飲料水・食料、その他生活用品等の配給品の必要な住戸や人数を把握し、「備蓄品配布リスト」を作成して、対策本部に報告する。(※3)
- ・備蓄物資の管理・配布を行う。

#### ⑤ 安全班の発災期の活動

##### <消火活動>(最優先！)

- ・出火が確認された場合、消防機関への通報、初期消火に努める。
- ・消火が難しいと判断した場合、周囲への周知、避難の勧告・誘導等を行う。

##### <出入口の確保・避難誘導>(最優先！)

- ・エントランスや避難経路の安全を確認、出入りや避難の動線を確保する。
- ・必要に応じて、被災者の避難誘導を行う。

##### <エレベーター確認>(最優先！)

- ・エレベーターの中に閉じ込められた人がいないか確認する。閉じ込められた人がいたら、エレベーター会社等に連絡し、救助を要請する。

エレベーター管理会社名と連絡先

##### <建物・設備の被害状況確認><安全確保>(優先)

- ・外壁・内壁のひびや崩落、ガラスの飛散・落下物などの建物被害、地盤沈下や出火状況等周辺被害状況の確認を行う。
- ・危険が確認された箇所、安全がまだ確認されていない箇所について、「立入禁止」等の掲示を行い、安全を確保する。

**[解説・検討のヒントなど]** ※1：資料編の「様式5- 備蓄品・収納場所リスト」等を活用する。

※2：一時避難場所の設置場所を記載する。(46ページの※2と共に)

※3：資料編の「様式9- 備蓄品配布リスト」を活用する。

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

#### ① 対策本部の被災生活期の活動

##### <本部運営体制の充実>

災害の規模や被害状況を踏まえ、対策本部、各班、エリアグループの運営体制の充実を図る。例えば以下のよう活動の検討・実施に努める。

- ・住民の中から、専門家を含めた有志を募る。(※1)
- ・災害対策本部要員名簿を作成する。(※2)

##### <全体指揮・運営会議開催>

- ・各班の活動状況を把握し、情報の収集、全体の運営の統括、指揮を行う。
- ・必要に応じて各班やエリアグループの代表等を招集して「対策本部運営会議」を開催し、情報の集約・共有に努めると共に、新たな課題、要望事項等への対応を協議・決定する。

##### <関係機関・地域との連絡調整>

- ・マンションを代表し、関係機関や周辺地域との連絡・調整を行う。

#### ② 情報班の被災生活期の活動

##### <情報の収集・発信・管理>

- ・引き続き、居住者安否確認、各戸被害状況、災害情報等の情報を収集・管理し、本部への報告を行う。

##### <情報掲示板の運営の継続>

- ・収集した災害情報の他、各住居や一時避難スペースにおける生活ルール、運営会議での決定事項等も必要に応じて掲示し、住民への周知を図る。

#### ③ 救護班の被災生活期の活動

##### <救出救助・救護活動>

- ・引き続き、必要な負傷者・要配慮者等の救出救助活動を行う。
- ・救護所の運営を行う。

##### <見回り訪問><救護所運営>

- ・一時避難場所での生活者、在宅避難者などの見回り訪問・救護所運営活動を行う。

#### 【解説・検討のヒントなど】

※1：災害時に役立つ資格や知識、経験・特技を持つ住民について、平常時の活動の中でアンケート調査等で把握し、リストアップする。資料編の「様式1- 大災害に備えるための居住者アンケート」を活用する。

※2：資料編の「様式4- 災害対策本部要員・災害時協力者名簿」を活用する。

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

#### ④物資班の被災生活期の活動

##### <物資・食料の管理>

- ・ 備蓄物資・食料の管理を引き続き行う。

##### <飲料水の管理>

- ・ 受水槽からの給水管理、備蓄飲料水の配布など飲料水の確保・配給を行う。

##### <救援物資の受入準備>

- ・ 公的機関や外部からの救援物資の受入準備を行う。

##### <炊き出しの実施>

- ・ 各戸への食材提供の依頼(停電の場合、冷蔵庫内の食料は日持ちしないことの周知と併せて)を行う。
- ・ 集まった食材、備蓄食料等を活用し、炊き出しを実施する。

#### ⑤安全班の被災生活期の活動

##### <安全確保>

- ・ 立入禁止区域の設定、建物被害状況の確認など、引き続き安全確保活動を行う。

##### <防犯防火活動・出入管理>

- ・ 施設の出入管理(不審者・犯罪者の排除)、パトロール等、防犯防火活動を行う。

##### <一時ゴミ集積所の設置>

- ・ 各戸及び運営本部から出るゴミの集積所を設置する。

☆ゴミ収集再開までの被災生活中のゴミは、各戸が自宅で保管するのを前提とする。

しかし、在宅避難が長引いたり、収集再開までに時間を要する場合、各戸で管理しきれないゴミ、腐敗したゴミなどを一時集積する場所の確保、運営を行う。

(1)発災期(災害発生～1日目) (2)被災生活期(2～3日目) (3)復旧期(4日目以降)

#### ①対策本部の復旧期の活動

##### <本部運営の継続>

- ・ 被害・住民の生活等の状況に合わせて、対策本部、各班の活動を継続する。
- ・ ライフラインの復旧、公的支援、余震等の状況を踏まえて、活動体制の縮小を図り、段階的に平常時の体制(管理組合・自治会の体制)への移行を図る。
- ・ 平常時の体制への移行に時間がかかる場合、各組織の担当者や責任者に輪番制を導入するなど、関係者への運営負担の分散・軽減を図る。

#### ②情報班の復旧期の活動

##### <情報の収集・発信・管理>

- ・ 引き続き、各種情報の収集・発信・管理、本部への報告を行う。
- ・ ライフライン等の復旧、公的支援、り災証明や保証等に関わる情報の収集に努める。
- ・ 活動を通じて得た住民や被災者の情報の管理を行う。
- ・ マスコミの取材や公的機関の調査等への協力・対応を行う。
- ・ 引き続き情報掲示板の運営等を行い、収集した情報の周知を行う。

#### ③救護班の復旧期の活動

##### <救護活動><救護所運営>

- ・ 引き続き、必要な負傷者・要配慮者等の救護活動、救護所の運営を行う。

##### <見回り訪問><健康管理活動>

- ・ 一時避難場所での生活者、在宅避難者などの見回り訪問・健康管理活動を行う。

#### ④物資班の復旧期の活動

##### <物資・食料の管理>

- ・ 備蓄物資・食料の管理、配給品の管理・配布を引き続き行う。

##### <飲料水の管理>

- ・ 備蓄飲料水の管理、飲料水の確保・配給を行う。

##### <救援物資の受入・管理>

- ・ 公的機関や外部からの救援物資の受入・管理を行う。

##### <炊き出しの実施>

- ・ 引き続き、必要に応じて炊き出しを実施する。

#### ⑤安全班の復旧期の活動

##### <安全確保>

- ・ 立入禁止区域の設定、建物被害状況の確認など、引き続き安全確保活動を行う。

##### <防犯防火活動・出入管理>

- ・ 施設の出入管理(不審者・犯罪者の排除)、パトロール等、防犯防火活動を行う。

##### <一時ゴミ集積所の管理>

- ・ 各戸及び運営本部から出るゴミの管理・排出指導等を行う。